

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省海事局海洋・環境政策課	電話番号： 03-5253-8118 e-mail: egawa-a2ey@mlit.go.jp
	国土交通省総合政策局海洋政策課	電話番号： 03-5253-8118 e-mail: miyaoka-s2wr@mlit.go.jp
評価実施時期	平成26年2月27日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的 二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(仮称)に対応するもの。</p> <p>規制の内容 I. 船舶からの有害水バラストの排出の原則禁止(第17条、第17条の6) II. 有害水バラスト処理設備証明書の交付等を受けた有害水バラスト処理設備の設置の義務付け(第17条の2) III. 有害水バラスト汚染防止管理者の選任及び有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成等の義務付け(第17条の3) IV. 水バラスト記録簿の船舶内における備付け及び保存並びに記載の義務付け(第17条の4) V. 型式の指定を受けた有害水バラスト処理設備製造者等に対する監督等(第17条の7、第17条の8、第48条第1項、第6項) VI. 法定検査の義務付け、海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の交付、国際海洋汚染等防止証書を有しない船舶の航行禁止等(第19条の36、第19条の37、第19条の38、第19条の39、第19条の41、第19条の43、第19条の44、第19条の48、第19条の51、第48条の第4項、第9項、第49条の2)</p> <p>規制の必要性 1. 水バラストに含まれる生物が、水バラストの排出に伴い本来の生息地ではない場所に移入し繁殖したことが原因と考えられる環境被害、経済的被害、人の健康被害等の問題が、1980年代末から顕在化した。こうした状況を踏まえ、船舶からの水バラストの排出による環境等への被害を防止するため、2004年2月、国際海事機関(IMO)において「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(仮称)」(以下「条約」という。)が採択された。現在、各国において条約の締結手続が進められており、2014年に条約の発効要件が充足され、充足の1年後の2015年には発効する見込みである。 2. 日本においても、これまでに欧州を原産とするムラサキイガイの繁殖等によって、発電所の水路詰まりや広島湾等におけるカキ養殖に被害が生じており、同様の被害を防止するための措置を講ずる必要があり、規制を設けない場合には、水バラストの排出により被害が拡大するおそれがある。 3. 我が国ではこれまで、船舶からの有害水バラストの排出に係る規制については、国内法における担保がなされておらず、また、条約発効後に、日本船舶が締約国である外国の港で寄港国による監督(ポート・ステート・コントロール)を受けた場合、条約に基づき我が国が交付する証書を備えていないと、条約への適合性の立証が困難となり拘留されるおそれがあるなど、日本船舶の運航に多大な支障を生ずる可能性がある。 4. このため、国際的な共通ルールである条約の発効にあわせて国内法を整備し、船舶からの有害水バラストの排出の原則禁止、技術上の基準への適合性が認められる有害水バラスト処理設備の設置の義務付け等の措置を講ずる必要がある。 5. 具体的な規制の内容、手段等については、規制を受ける者の負担の適正化を図りつつ、当該規制の実効性を確保するため、上記 I. ～ VI. のとおりとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)(以下「海防法」という。)第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4、第17条の6、第17条の7、第17条の8、第19条の36、第19条の37、第19条の38、第19条の39、第19条の41、第19条の43、第19条の44、第19条の48、第19条の51、第48条、第49条の2)
想定される代替案	特になし。 (条約に対応した措置であるため、条約の内容と異なる独自の規制は代替案として想定されないため。)	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	有害水バラスト処理設備製造者等に対しては、有害水バラスト処理設備について国土交通大臣の確認又は型式指定を受けるため、有害水バラスト処理設備証明書を交付するため及び国に対する報告を行うための費用が発生。 船舶所有者に対しては、有害水バラスト処理設備の設置、有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査受検並びに国に対する報告に係る費用が発生。	—

(行政費用)	<p>有害水バラスト処理設備の確認及び型式指定並びに有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る法定検査及び証書の交付に係る事務手続が国に発生する。なお、有害水バラスト処理設備の確認及び型式指定については、増員も行う予定(平成26年10月から)。有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る法定検査については、これまで行われてきた船舶検査の一環として行うものであり、体制強化等は必要無い。</p> <p>また、船舶所有者及び有害水バラスト処理設備製造者等に対する報告徴収に要する費用や、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が技術基準に適合しなくなった場合、船舶所有者に対し、必要な措置をとるべきことの命令をし、それに従わない場合は航行停止命令又は航行差し止めを行えることとなるため、これらに係る費用が発生する。</p>	—
(その他の社会的費用)	なし	—
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>規制を実施することで、船舶からの水バラストの排出による環境等への被害の拡大を防止することができる。また、有害水バラスト処理設備の設置や、有害水バラスト汚染防止措置手引書の備置きにより、条約の基準に違反した状態となることを回避できることとなるため、寄港国による監督を受けた際に、拘留等により船舶の運航に支障が生じることがなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>—</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>有害水バラスト処理設備は船舶に設置される前に国土交通大臣の確認又は型式指定を受ける必要があることから、これらに係る費用が有害水バラスト処理設備製造者等に発生するが、一度その型式について型式指定を受ければ、その後は型式の変更などがない限り、再度受ける必要はないことから、その負担は小さい。また、有害水バラスト処理設備製造者等に対して発生する有害水バラスト処理設備証明書の交付にかかる費用や国に対する報告に要する費用も極めて小さい。</p> <p>有害水バラスト処理設備の設置には、船舶所有者にある程度の負担がかかるが、当該設備の設置にかかる費用は船価の数%程度と言われているとともに、現存船については、ある期間まで設置義務の適用が猶予されるほか、設置費用について一括損金経理が認められており、負担は軽減されることとなる。また、船舶所有者に対しては、有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書についての検査受検及び国に対する報告に係る費用が発生するが、その負担は小さい。</p> <p>行政費用については、有害水バラスト処理設備の確認又は型式指定を行うための人員増に伴う費用(年約450万円)が発生する。また、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る法定検査については、これまで行われてきた船舶検査の一環として行うものであり、体制強化等は必要無く、費用は極めて小さい。加えて、船舶所有者及び有害水バラスト処理設備製造者等に対する報告徴収については、法の施行に必要な限度において行うものであるため、また、船舶所有者に対する、技術基準に適合しなくなった場合の必要な措置をとるべきことの命令、それに従わない場合の航行停止命令及び差し止めについては、従前から行われてきた措置の一環として行うものであるため、これらに要する費用は極めて小さい。</p> <p>一方、規制を実施しなかった場合、船舶からの水バラストの排出による環境等への被害が拡大するおそれがある。我が国においても、すでに外来種による被害(ムササギイガイによる漁業被害や経済被害(発電所の水路を塞ぐ)など)が発生しているが、それだけでなく、外来種による生態系の変化により日本固有の生態系を失うこととなれば、損害は計り知れない。また、有害水バラスト処理設備を設置していない、有害水バラスト汚染防止措置手引書を備えていない等の事態が生じた場合、寄港国による監督を受けた際に、拘留等によって船舶の運航に支障が生じる可能性があり、その場合の経済的損失は極めて大きい。また、国際条約の不履行による我が国の海事分野におけるプレゼンスの低下は、将来にわたって我が国海事産業の国際競争力の低下を招くおそれがある。</p> <p>&lt;結論&gt; 当該規制案は、上述のとおり一定程度の費用が生じるが、規制を実施しない場合に我が国に生じる莫大な損害を防ぐことができるという大きな便益が生じることとなることから、便益は費用を上回ると言える。</p>	
有識者の見解その他関連事項	なし	
レビューを行う時期又は条件	有害水バラストに関する規制については、国際会議で議論され、国際条約として反映されるものであり、その規制の効果を我が国のみで検証することは不可能であるが、国際的動向等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。	
備考		